

役員等にかかる報酬等規程

社会福祉法人札幌全育会

役員等にかかる報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌全育会の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第3条 評議員会、理事会、委員会、及び監査に出席した場合など、役員等として職務を行った際は、それに要する交通費等の費用弁償として5,000円を支給する。

(規程の委任)

第4条 役員等が法人の業務のために札幌市外に移動する場合の諸経費の支弁については、旅費規程の定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、平成29年04月01日から施行する。
- 2 役員費用弁償規程（昭和60年10月1日制定）は、平成29年03月31日をもって廃止する。